

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月14日

【四半期会計期間】 第41期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社極楽湯ホールディングス

【英訳名】 GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長グループCEO 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期 第1四半期 連結累計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間	第40期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(千円)	4,360,631	3,309,698	15,990,274
経常利益又は経常損失( )	(千円)	228,622	417,635	172,650
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( )	(千円)	248,938	307,974	2,281
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	451,035	601,472	211,630
純資産額	(千円)	9,182,902	8,214,603	8,878,987
総資産額	(千円)	22,689,045	22,461,720	23,510,708
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失( )	(円)	14.40	18.62	0.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)			0.13
自己資本比率	(%)	32.2	29.0	29.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第40期第1四半期連結累計期間及び第41期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4. 当社グループの業績をより適切に開示するために、前第1四半期連結会計期間から、12月末日が決算日である中国子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調にあるものの、長期化する米中貿易摩擦等、海外経済の不確実性に対する懸念が高まっており、先行き不透明な状況が続いております。

温浴業界につきましては、個人消費の持ち直しを背景に「安・近・短」の手軽なレジャーとしてのニーズが引き続き底堅く推移する一方、人件費の高騰や物価の上昇、ニーズの多様化など厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、日本においては、温浴施設直営店にて他企業とのコラボによるイベント風呂やコラボ商品の販売、各種イベントを実施するとともに、株式会社タカチホから温浴事業（5店舗）を譲り受けて7月に「極楽湯」として開業するための準備を進めました。中国においては、直営及びフランチャイズ店の出店に向けて準備を進めるとともに、会社分割によるグループ再編やフランチャイズ契約先の開拓等に取り組みました。なお、フランチャイズ店として2017年11月に開業した「極楽湯 青島紅樹林館」（山東省青島市）は、2019年6月末をもってフランチャイズ契約を解除しております。

引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり迅速に対応できる企業として、総合力を強く意識したうえで、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを国内外で提供すべく取り組んでまいります。

以上の結果、連結売上高3,309百万円（前年同期比24.1%減）、営業損失279百万円（前年同期営業損失170百万円）、経常損失417百万円（前年同期経常損失228百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失307百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失248百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

#### 日本

当セグメントにおきましては、売上高2,818百万円（前年同期比11.7%増）、セグメント損失（営業損失）17百万円（前年同期セグメント損失159百万円）となりました。

当第1四半期連結累計期間（4月～6月）の業績は、昨年度にオープンした「RAKU SPA GARDEN 名古屋」（2018年6月）及び「RAKU SPA 1010 神田」（2019年3月）の売上が寄与したことやゴールデンウィークが10連休で集客が好調だったことに加え、新聞折込チラシによる販促策が効果的に推移したこと等により、前年同期と比較して売上高は増加しました。また、売上高の増加に加え、前期に計上のあった新店を出店する際の初期費用がなかったことから、セグメント損失（営業損失）も改善し、17百万円のセグメント損失となりました。

#### 中国

当セグメントにおきましては、売上高496百万円（前年同期比73.1%減）、セグメント損失（営業損失）203百万円（前年同期セグメント利益43百万円）となりました。

なお、前期より連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更したことに伴い、セグメント情報の対象期間は前期が1月から6月の6ヶ月に対して当期は4月から6月の3ヶ月の数値となっております。仮決算を行った中国子会社の2018年4月1日から2018年6月30日までの売上高は411百万円、セグメント損失（営業損失）は293百万円であります。

当第1四半期連結累計期間（4月～6月）の業績は、「極楽湯 嘉定温泉館」（中国上海市）がフランチャイズ店へと移行したため運営子会社を2018年10月より非連結子会社としたものの、昨年度「極楽湯 欧亜温泉館」（中国吉林省长春市）がオープンしたことにより前年同期に比べ、売上高は増加しました。また、既存店の運

営に係るコストの削減に取り組むなどした結果、セグメント損失（営業損失）は203百万円となり、前年同期と比較すると改善しました。

## (2) 財政状態の分析

第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,048百万円減少し22,461百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済等により現金及び預金が195百万円減少したことや減価償却により建物及び構築物（純額）が452百万円減少したことによるものであります。

次に、負債合計は、前連結会計年度末に比べ384百万円減少し14,247百万円となりました。これは主に、短期借入金が223百万円増加したものの、長期借入金が321百万円減少したことや前期販売回数券の回収等により前受金が191百万円減少したことによるものであります。

最後に、純資産合計は、前連結会計年度末に比べ664百万円減少し8,214百万円となりました。これは主に、利益剰余金が407百万円減少したことによるものであります。また、自己資本比率につきましては、29.0%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「前プラン」という。）を2006年5月26日の取締役会において導入しておりますが、2016年12月16日の取締役会において、更新（以下、「本プラン」という。）しております。

### [ 当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み ]

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」「RAKU SPA」という大規模温浴施設を全国的に展開し、「極楽湯」「RAKU SPA」が地域社会における新しいコミュニティシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開を行ってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社グループを経営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社グループの企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様のご共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが、株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

### [ 本プラン継続目的 ]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様のご判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体に

より直ちに株主共同の利益が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態様を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、前プランの内容を一部変更し、本プランとして継続するものであります。

#### [ 本プランの内容 ]

##### < 本プラン適用の要件 >

本プランは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(注)1「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2「議決権割合」とは、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

##### < 大規模買付ルールの内容 >

##### ( a . 必要十分な情報の提供 )

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の1乃至6に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に表示するものとします。

1. 大規模買付者及びそのグループに関する事項
2. 当社株券等の取引状況
3. 買付提案の買付条件
4. 当社株券等の取得対価の算定根拠
5. 資金の裏付け
6. 当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができます。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### （b. 検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の(イ)又は(ロ)の期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

(イ) 現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

(ロ) 前記(イ)以外の全ての大規模買付行為：90日間

#### （c. 買付提案が変更された場合）

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会

が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記 b . に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

( d . 大規模買付ルールが遵守された場合 )

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報 ( 及び必要的追加情報 ) を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合 ( いわゆるグリーンメイラー )

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に ( あるいは明確にしない ) 設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上 売却を強要する結果となっている場合 ( いわゆる二段階強圧的買収 )

( e . 対抗措置の発動 )

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項 d . の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項 d . の 乃至 のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

( f . 対抗措置の内容 )

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

[ 新株予約権の概要 ]

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権 ( 以下「本新株予約権」といいます。 ) の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日 ( 以下「割当基準日」といいます。 ) の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限

とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 1 株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式 1 株あたりの払込金額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2 か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

#### [ 株主及び投資家の皆様に与える影響等 ]

< 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響 >

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

< 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響 >

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1 株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

< 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要なとなる手続 >

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様につい



ては、名義書換手続は不要です。) 。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の手続きは不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくこととなります。

#### [その他]

・本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、2008年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえた内容になっています。

・本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続とした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし2019年12月16日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、本プランを修正または変更する場合があります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

連結子会社である合同会社極楽湯東日本において2019年5月30日に株式会社タカチホと事業譲渡契約を締結し、2019年7月2日付で事業譲受（5店舗）を完了しております。また、当社は2019年8月9日に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとして、計8金融機関とコミット型シンジケートローン契約を締結いたしました。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項」の（重要な後発事象）をご覧ください。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,523,300	18,523,300	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。
計	18,523,300	18,523,300		

(注) 提出日現在発行数には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役3名 当社従業員11名 子会社取締役1名及び子会社従業員65名
新株予約権の数	3,920個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式392,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	571円(注)2
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 582円 資本組入額 291円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役又は子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の発行時(2019年6月26日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

2. 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

当社取締役、監査役もしくは子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

当社従業員、子会社従業員を解雇された場合

当社取締役、監査役、従業員、子会社取締役又は子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

当社取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6ヶ月に満たない場合

退職した当社従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

退職した当社従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権等の状況)

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	64,500	18,523,300	10,582	3,675,324	10,582	1,021,924

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,917,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,536,000	165,360	同上
単元未満株式	普通株式 5,200		同上
発行済株式総数	18,458,800		
総株主の議決権		165,360	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯ホールディングス	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	1,917,600		1,917,600	10.39
計		1,917,600		1,917,600	10.39

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,792,704	2,597,441
売掛金	306,252	264,740
未収入金	242,000	7,341
たな卸資産	64,297	64,035
その他	638,340	597,768
流動資産合計	4,043,595	3,531,326
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,345,494	11,893,193
工具、器具及び備品(純額)	799,437	735,615
土地	1,288,598	1,288,598
建設仮勘定	1,823,627	1,806,719
有形固定資産合計	16,257,158	15,724,127
無形固定資産		
	203,608	187,089
投資その他の資産		
投資有価証券	177,001	164,298
長期貸付金	316,503	295,911
繰延税金資産	562,386	553,150
敷金及び保証金	962,844	969,050
関係会社株式	476,408	554,366
その他	408,441	399,113
貸倒引当金	17,430	17,430
投資その他の資産合計	2,886,156	2,918,461
固定資産合計	19,346,923	18,829,678
繰延資産		
開業費	120,190	100,715
繰延資産合計	120,190	100,715
資産合計	23,510,708	22,461,720

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	390,291	356,471
短期借入金	300,000	523,505
1年内償還予定の社債	49,000	49,000
1年内返済予定の長期借入金	1,922,757	1,967,703
未払金	1,667,672	1,705,445
未払法人税等	112,373	11,232
前受金	1,384,102	1,192,724
賞与引当金	39,140	60,670
その他	478,249	489,467
流動負債合計	6,343,587	6,356,220
固定負債		
社債	31,500	31,500
長期借入金	7,371,516	7,004,884
退職給付に係る負債	124,515	128,849
資産除去債務	539,002	540,741
その他	221,599	184,920
固定負債合計	8,288,134	7,890,896
負債合計	14,631,721	14,247,116
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,664,741	3,675,324
資本剰余金	3,625,982	3,636,565
利益剰余金	639,335	232,113
自己株式	954,138	954,138
株主資本合計	6,975,921	6,589,865
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,247	10,195
為替換算調整勘定	17,375	64,152
その他の包括利益累計額合計	15,127	74,347
新株予約権	198,393	213,563
非支配株主持分	1,689,544	1,485,522
純資産合計	8,878,987	8,214,603
負債純資産合計	23,510,708	22,461,720

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	4,360,631	3,309,698
売上原価	4,098,693	3,240,902
売上総利益	261,937	68,795
販売費及び一般管理費	432,924	348,209
営業損失( )	170,986	279,413
営業外収益		
受取利息	5,134	6,614
受取家賃	4,679	5,237
デリバティブ評価益	11,472	
協賛金収入	26,851	8,796
原油スワップ差益	10,334	
その他	8,158	17,378
営業外収益合計	66,630	38,027
営業外費用		
支払利息	22,718	24,578
為替差損	71,090	135,828
開業費償却	28,731	14,346
その他	1,726	1,494
営業外費用合計	124,265	176,249
経常損失( )	228,622	417,635
特別利益		
新株予約権戻入益	447	1,624
特別利益合計	447	1,624
特別損失		
固定資産除却損	3,030	
特別損失合計	3,030	
税金等調整前四半期純損失( )	231,204	416,011
法人税、住民税及び事業税	49,334	9,069
法人税等調整額	2,675	1,157
法人税等合計	52,010	10,226
四半期純損失( )	283,215	426,237
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	34,277	118,262
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	248,938	307,974



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
四半期純損失( )	283,215	426,237
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	480	7,947
為替換算調整勘定	168,300	167,287
その他の包括利益合計	167,819	175,234
四半期包括利益	451,035	601,472
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	329,320	397,449
非支配株主に係る四半期包括利益	121,715	204,022

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
商品	38,120千円	38,429千円
貯蔵品	26,176千円	25,606千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	450,430千円	347,888千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	103,738	6	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	99,246	6	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	四半期連結損益 計算書計上額
	日本	中国 (注)3	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,517,202	1,843,429	4,360,631		4,360,631
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,548		6,548	6,548	
計	2,523,750	1,843,429	4,367,179	6,548	4,360,631
セグメント利益又は損失( )	159,607	43,675	115,931	55,054	170,986

(注)1 セグメント利益又は損失( )の調整額 55,054千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しているため、当第1四半期連結累計期間には、2018年1月1日から2018年6月30日までの業績が反映されております。

なお、仮決算を行う中国子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高は1,431,799千円、セグメント利益は337,515千円であります。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間から、12月末日が決算日である中国子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しております。

なお、仮決算を行う中国子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高は1,431,799千円、セグメント利益は337,515千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	四半期連結損益 計算書計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,813,485	496,213	3,309,698		3,309,698
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,959		4,959	4,959	
計	2,818,444	496,213	3,314,657	4,959	3,309,698
セグメント利益又は損失( )	17,948	203,847	221,796	57,616	279,413

(注)1 セグメント利益又は損失( )の調整額 57,616千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純損失( )	14円40銭	18円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	248,938	307,974
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	248,938	307,974
普通株式の期中平均株式数(株)	17,292,465	16,543,251
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

## (1) 温浴事業譲受(5店舗)及び子会社設立について

当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、株式会社タカチホから温浴事業の一部譲り受けに関する基本合意書の締結、及び譲り受けに伴う子会社の設立について決議し、2019年7月2日までに譲り受けを完了いたしました。

## 1. 事業譲受の概要

## (1) 事業譲受の内容

株式会社タカチホが運営する以下5つの温浴施設の運営及び事業継続に必要な財産等

「女池湯ったり苑」(新潟県新潟市)、「松崎湯ったり苑」(新潟県新潟市)

「榎尾湯ったり苑」(新潟県新潟市)、「とみや湯ったり苑」(宮城県富谷市)

「羽生湯ったり苑」(埼玉県羽生市)

## (2) 相手先の名称及び事業内容

相手先の名称 株式会社タカチホ

事業の内容 観光みやげ品の卸売・小売・製造・温浴事業、不動産賃貸等

## (3) 事業譲受の理由

当社グループは、温浴施設を日本全国に40店舗(フランチャイズ含む)、中国全国に7店舗(フランチャイズ含む)展開しております。また、株式会社タカチホは「湯ったり苑」6店舗(長野県1、新潟県3、埼玉県1、宮城県1)を運営する温浴事業を展開しております。当社グループは、事業拡大のため温浴施設の新規出店だけでなく、既存の温浴施設の買収についても検討していたところ、株式会社タカチホとの協議を重ねた結果、株式会社タカチホの所有する温浴施設の事業(長野県の1店舗を除く5店舗)について当社グループが譲り受けることで合意に至りました。

なお、この決定に伴い、当社は、株式会社タカチホより温浴事業を譲り受けるための子会社を新たに設立致しました。

## (4) 事業譲受完了日

2019年7月2日

## (5) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

本件事業譲受は、会社法第467条第1項3号及び第467条第2項の規定に該当せず、会社法第468条第2項の簡易事業譲受に該当するため、当社株主総会の決議を要しません。

## (6) 新設子会社の概要

新設子会社の名称 合同会社極楽湯東日本

事業の内容 温浴施設の運営・管理

## 2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

譲受価額は、株式会社タカチホとの守秘義務契約により開示は差し控えてさせていただきます。

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

## 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

内容を精査中であるため、未確定であります。

## (2) シンジケートローンの契約締結について

当社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとして、複数の金融機関との間で総額18億円のコミット型シンジ

ケートローン契約を以下の内容で締結しました。

- 1．組成総額 : 18億円
- 2．契約日 : 2019年8月9日
- 3．コミット期間 : 2019年8月9日～2020年7月31日
- 4．借入期限 : 2026年7月31日
- 5．アレンジャー : 株式会社みずほ銀行
- 6．エージェント : 株式会社みずほ銀行
- 7．参加金融機関 : 株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行など計8金融機関

## 2 【その他】

該当事項はありません。

**第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年 8月14日

株式会社極楽湯ホールディングス  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	谷田	修一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社である合同会社極楽湯東日本は、2019年7月2日付で株式会社タカチホからの温浴事業の一部譲受を完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。